

指定調査機関指定（更新）申請提出書類一覧

申請の際に必要な提出書類は以下のとおりです。提出漏れや書類不備がある場合、指定を行うことができない場合もありますので、申請を行う前に提出書類の内容の確認のうえ、以下の順に揃えて提出してください。

なお、このほかに手数料（新規の場合：30,900円、更新の場合：24,800円を愛知県収入印紙で納入又は受付窓口でのキャッシュレス決済）が必要となります。

No.	提出書類
1	指定申請書（新規の場合：様式1、更新の場合：様式2）
2	定款（一般財団法人又は公益財団法人の場合は寄附行為） （指定省令第1条第2項第1号）
3	登記事項証明書（申請の日において発行から3か月以内のもの） （指定省令第1条第2項第1号）
4	申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書 （指定省令第1条第2項第2号）
5	技術管理者の選任及び事業所ごとの配置状況について（様式3） （指定省令第1条第2項第3号、第4号）
6	技術管理者の健康保険被保険者証と直近の標準報酬決定通知書の写し （指定省令第1条第2項第3号、第4号）
7	役員名簿（様式4(1)）（指定省令第1条第2項第5号）
8	役員略歴（様式4(2)）（指定省令第1条第2項第5号）
9	構成員名簿（様式4(3)）（指定省令第1条第2項第5号）
10	法第30条各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式5） （指定省令第1条第2項第6号）
11	法第31条第2号及び第3号の規定に適合することを説明した書類（様式6） （指定省令第1条第2項第7号）
12	環境省ホームページに掲載する指定調査機関関連情報（様式7）
13	事業内容に関するパンフレット等
14	指定通知返送用封筒（郵送を希望する場合のみ。角2封筒に郵送金額分の切手を貼付したもの。）

※各様式の作成日付は、特段の事情がない限り統一してください。

※提出部数は2部（正本、写し）です。